

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案																																						
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,369,512,000 株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u></p> <table data-bbox="220 927 794 1097"> <tr> <td>普通株式</td> <td>48,000,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第十一種の優先株式</td> <td><u>1,369,512,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第十二種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第十三種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000 株</u></td> </tr> </table>	普通株式	48,000,000,000 株	第十一種の優先株式	<u>1,369,512,000 株</u>	第十二種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>	第十三種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,251,442,000 株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000 株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000 株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 1,500,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。</u></p> <table data-bbox="869 927 1444 1585"> <tr> <td>普通株式</td> <td>48,000,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第十一種の優先株式</td> <td><u>914,752,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第十三種の優先株式</td> <td><u>36,690,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第一回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第二回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第三回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第四回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第一回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第二回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第三回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第四回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第一回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第二回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第三回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>第四回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000 株</u></td> </tr> </table>	普通株式	48,000,000,000 株	第十一種の優先株式	<u>914,752,000 株</u>	第十三種の優先株式	<u>36,690,000 株</u>	第一回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第二回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第三回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第四回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第一回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第二回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第三回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第四回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>	第一回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>	第二回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>	第三回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>	第四回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>
普通株式	48,000,000,000 株																																						
第十一種の優先株式	<u>1,369,512,000 株</u>																																						
第十二種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>																																						
第十三種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>																																						
普通株式	48,000,000,000 株																																						
第十一種の優先株式	<u>914,752,000 株</u>																																						
第十三種の優先株式	<u>36,690,000 株</u>																																						
第一回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第二回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第三回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第四回第十四種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第一回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第二回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第三回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第四回第十五種の優先株式	<u>900,000,000 株</u>																																						
第一回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>																																						
第二回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>																																						
第三回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>																																						
第四回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000 株</u>																																						
<p>(優先配当金)</p> <p>第 14 条 当社は、第 52 条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただ</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第 14 条 当社は、第 52 条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただ</p>																																						

現行定款	変更案
<p>し、当該事業年度において第 15 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第十一種の優先株式 1 株につき年 50 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p><u>第十二種の優先株式</u> <u>1 株につき年 50 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第十三種の優先株式 1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>し、当該事業年度において第 15 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第十一種の優先株式 1 株につき年 50 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種の優先株式 1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p><u>第一回から第四回までの第十四種の優先株式</u> <u>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>第一回から第四回までの第十五種の優先株式</u> <u>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>第一回から第四回までの第十六種の優先株式</u> <u>1 株につき年 100 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p>
② (条文省略)	② (現行のとおり)
③ (条文省略)	③ (現行のとおり)
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 16 条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第十一種から<u>第十三種</u>までの優先株式 1 株につき 1,000 円</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 16 条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第十一種から<u>第四回第十六種</u>までの優先株式 1 株につき 1,000 円</p>
② (条文省略)	② (現行のとおり)
<p>(優先株式の取得)</p> <p>第 19 条 当社は、<u>第十二種</u>および第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(優先株式の取得)</p> <p>第 19 条 当社は、第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p><u>② 当社は、第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取</u></p>

現行定款	変更案
<p>② 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第 20 条 第十一種および第十二種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式 1 株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第 21 条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種および第十二種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式 1 株の払込金相当額（ただし、第十一回第十一種優先株式については、1,000 円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第十一種および第十二種の優先株式 1 株の払込金相当額を発行に際</p>	<p><u>取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>③ 前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第 20 条 第十一種、<u>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種</u>の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式 1 株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第 21 条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種、<u>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種</u>の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式 1 株の払込金相当額（ただし、第十一回第十一種優先株式については、1,000 円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第十一種、<u>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四</u></p>

現行定款	変更案
<p>して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>回までの第十五種の優先株式 1 株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>③ 当社は、<u>第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当会社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</u></p> <p>④ 当社は、<u>第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当会社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会決議で定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>③ 前二項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>	<p>⑤ 第一項、第二項および第四項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>